平成25年7月2日

香川県中讃保健所長

所有者不明犬の殺処分と収容動物に関する要望について

平成25年4月22日付けで要望のあった標記のことについて、お答えします。

1. 中讃保健所において捕獲・引取りされた犬の数は、平成23年度で 1225匹、平成24年度で980匹となっており、その大半は飼い主が不明な犬が占めています。これら飼い主不明犬の多くは、人に飼われたことのない野良犬ですが、首輪をしているなど、人に飼われていることが明らかな犬も含まれています。中讃保健所では、このような迷子犬が確実に飼い主の元に帰ることができるよう、動物の飼い主に対して、所有者明示の必要性について周知を行ってきたところですが、より効果的な啓発を図る観点から、今年度、御提案も参考に、地球生物会議(ALIVE)の「迷子札ホルダー・啓発リーフレットセット」を購入し、飼い主への指導・啓発に活用しているところです。

2. 所有者明示の行われていない迷子犬の返還については、まずは飼い主の方が保健所や警察等に問合せをしていただくことが重要と考えています。
返還される犬の多くは、収容当日若しくは翌日に、飼い主からの連絡があり、飼い主が判明していますが、収容期限を迎えてもなお飼い主からの連絡のないケースも少なくありません。この原因の一つとして、保健所がペットの行方不明時の問合せ先であることをご存知ないことも考えられる事から、市町等とも連携しながら、飼い主へ保健所の役割を周知してまいります。

3. 譲渡事業については、動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、本年9月から施工されることを踏まえ、他県の譲渡制度等も参考にしながら、幅広い観点から制度の見直しを図ることとしております。
なお、譲渡事業については、収容施設や他の保健所と連携しながら取り組んでいく必要がありますことから、ご要望の内容を主管課である県生活衛生課に伝えております。今後、中讃保健所といたしましても、殺処分される不幸な動物が１頭でも少なくなるよう努力してまいりますので、ご理解賜りますとともに、ご協力お願いいたします。

以　　上